

国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について

1 賦課限度額について

(1) 賦課限度額とは

国民健康保険税は、次表の3つの区分によって算定した税額の合算額になっています。

この区分ごとに賦課限度額が定められており、算定した税額が賦課限度額を超える場合は、この賦課限度額を税額とすることとなっています。

2023年度における東浦町の賦課限度額は、国の定める法定限度額より、2万円低い額となっています。

【2023年度賦課限度額】

区 分	法 定	東浦町	比 較
基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等課税額	22万円	20万円	△2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	—
合 計	104万円	102万円	△2万円

※介護納付金分は介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)に課税されます。

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において国の法定限度額が定められており、これに基づいて各市町村が条例により賦課限度額を定めることになっています。

東浦町では、東浦町国民健康保険税条例第2条により定めています。

(3) 賦課限度額改正の推移

単位：万円

限度額	区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
法 定	医療分	61	63	63	65	65
	後期分	19	19	19	20	22
	介護分	16	17	17	17	17
	合 計	96	99	99	102	104
東浦町	医療分	58	61	63	63	65
	後期分	19	19	19	19	20
	介護分	16	16	17	17	17
	合 計	93	96	99	99	102

2 賦課限度額の改正案について

地方税法施行令の一部を改正する政令が、2023年3月31日に公布され、2023年4月1日から施行されました。

東浦町としても、同様に、賦課限度額を法定限度額と同額とする改正を考えております。

区 分	2023 年度	増税額	2024 年度
医療分	65 万円	増減なし	65 万円
後期高齢者 支援金分	20 万円	→ 2 万円増	22 万円
介護分	17 万円	増減なし	17 万円
合 計	102 万円	→ 2 万円増	104 万円

3 改正による影響について

(1) 国保税（課税額）の増加見込み

区 分	増加額	増加率
後期分	約 229 万円	1.1%

(2) 該当する世帯数（見込み）国保加入世帯数 試算時 5,139 世帯

区 分	現 行	該当世帯	改正後限度額 非該当世帯
医療分	99 世帯 (1.9%)	99 世帯 (1.9%)	—
後期高齢者 支援金分	127 世帯 (2.5%)	103 世帯 (2.0%)	24 世帯
介護分	57 世帯 (1.1%)	57 世帯 (1.1%)	—

(3) 該当世帯の例

(例) 4人世帯 (介護分2人、所得1人)

区 分	限度額に到達する所得 (給与収入)	
	2023 年度	2024 年度
医療分	約 887 万円 (約 1,082 万円)	約 887 万円 (約 1,082 万円)
後期高齢者支 援金分	約 793 万円 (約 988 万円)	約 887 万円 (約 1,082 万円)
介護分	約 899 万円 (約 1,094 万円)	約 899 万円 (約 1,094 万円)

※2024 年度については、現行の税率、税制に基づき算出しています。

4 知多地区 5 市 5 町の状況 (改正予定)

2024 年 1 月 17 日現在 単位：万円

	2023 年度					2024 年度			
	医療分	後期分	介護分	合計		医療分	後期分	介護分	合計
法 定	65	22	17	104		未 定			
東浦町	65	20	17	102		65	22	17	104
半田市	65	22	17	104		国の改正に従う			
常滑市	65	22	17	104		国の改正に従う			
東海市	65	22	17	104		国の改正に従う			
大府市	65	22	17	104		国の改正に従う			
知多市	65	22	17	104		国の改正に従う			
阿久比町	65	20	17	102		国の改正に従う			
南知多町	65	20	17	102		65	22	17	104
美浜町	65	20	17	102		65	22	17	104
武豊町	65	20	17	102		65	22	17	104